

渋谷区告示第206号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第9条第1項の規定に基づき、青山アジアマンション建替組合の設立を認可したので、同法第14条第1項の規定により、次のように告示する。

令和2年5月7日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 組合の名称
青山アジアマンション建替組合
- 2 施行マンションの名称及びその敷地の区域
 - (1) 名称 青山アジアマンション
 - (2) 敷地の区域 渋谷区渋谷二丁目5番4及び13
- 3 施行再建マンションの敷地の区域
渋谷区渋谷二丁目5番4及び13
- 4 事業施行期間
令和2年5月から令和6年2月まで
- 5 事務所の所在地
東京都千代田区神田神保町一丁目105番地
旭化成不動産レジデンス株式会社開発営業本部内
- 6 設立認可の年月日
令和2年5月7日
- 7 事業年度
毎年5月1日から翌年4月30日まで
- 8 公告の方法
組合の公告は、事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。
- 9 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限
令和2年6月5日